

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	自立支援給付金の支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の自立支援給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている自立支援給付（精神通院分）の支給、支給決定の変更に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、精神保健福祉システム（精神通院システム）、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療（精神通院）登録者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 第19条6号 別表の117項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、42の項、80の項、125の項、144の項、145の項、155の項、161の項 [情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県健康福祉部保健医療課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8275
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、身体障害者手帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行い、廃棄に関してはシュレッダーなどを利用し外部に漏えいしないよう取扱い、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された文書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、必要最低限の取得及び利用と外部に漏えいしない対策を講じている。また、特定個人情報を含めた本人情報のデータベース入力、文書の保管及び廃棄の取扱いに関しては手作業が介在するが、複数人での確認を行うことや、廃棄に関してはシュレッダーなどを利用し外部に漏えいしないよう取扱うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分に行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	保健医療課長 小山貴広	保健医療課長 稲葉静代	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2016/3/31	2017/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2016/4/1	2017/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2017/3/31	2018/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2017/4/1	2018/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2018/3/31	2019/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2018/4/1	2019/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2019/3/31	2020/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2019/4/1	2020/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2020/3/31	2021/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2020/3/31	2021/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の84項	別表第一の116項	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	[情報提供] ・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の71の項	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2021/3/31	2022/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2021/4/1	2022/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2022/3/31	2023/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2022/4/1	2023/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2023/3/31	2024/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2023/4/1	2024/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和6年11月22日	様式	平成31年1月 様式2	令和6年10月 様式2	事後	
令和6年11月22日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業 対策は十分か	－	十分である／判断の根拠記載	事後	基礎項目評価書の様式改正のため。
令和6年11月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策／十分である／判断の根拠記載	事後	基礎項目評価書の様式改正のため。
令和7年2月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の116項	別表の117項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和7年2月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の71の項	[情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和7年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	2024/3/31	2025/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和7年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	2024/4/1	2025/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和7年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている自立支援給付(精神通院分)の支給、支給決定の変更に関する事務	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている自立支援給付(精神通院分)の支給、支給決定の変更に関する事務 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、精神保健福祉システム(精神通院システム)	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、精神保健福祉システム(精神通院システム)、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の117項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 第19条6号 別表の117項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事前	
令和7年9月30日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	－	十分である	事前	